平成２３年（フ）第３５６号
埼玉県越谷市赤山町１丁目124番地　渡辺荘10号
債務者　福佐千枝子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
埼玉県狭山市柏原954番地の４
債務者　中村　佳央
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３７号
埼玉県狭山市柏原954番地の４
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市真備町川辺1185番地　１―310
債務者　石井富美子（旧姓草地）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市笹沖67番地８　プチメゾンロゼ103
債務者　和氣　一治
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
岡山県倉敷市東塚５丁目４番16号　倉敷広済病院
債務者　藤本　勝代
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
岩手県久慈市小久慈町第22地割47番地39
債務者　椿　　拓也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２３号
岩手県久慈市栄町第31地割202番地　吉田貸家
債務者　大友　**廣**美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第４０１１号
大阪市浪速区日本橋西２丁目２番１―1305号、事業所所在地大阪市浪速区日本橋５丁目16―４―107
債務者　ちきちゃんこと　和田　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２号
栃木県宇都宮市錦２丁目１番６号　サンハイツ錦202号
債務者　床井　有希
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７０９号
横浜市泉区上飯田町3747番地６　アンソレイユ205号
債務者　河内　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１４号
横浜市神奈川区菅田町1603番地　第１菅田荘
債務者　宇和嶋　晃
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２１号
横浜市西区平沼２丁目14番５―205号
債務者　板倉　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３２号
横浜市神奈川区三ツ沢上町15番25号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５９号
神奈川県大和市福田１丁目17番地１　コアクレスト桜ケ丘105号
債務者　高橋　勝治
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４号
島根県益田市須子町43番14号倉国ビル201、住民票上の住所島根県益田市幸町４番38号
債務者　野村　友美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部